

令和6年度 第1回江別市空家等対策協議会

会 議 録

令和6年7月29日(月)
江別市民会館 21号室

江別市空家等対策協議会
(江別市建設部建築指導課)

目 次

1. 開会	2
2. 議事	3
(1)江別市空家等対策協議会の運営等に関する要領の一部改正について	3
(2)空き家等の現状について	5
(3)管理不全空家等及び特定空家等の判断基準について	8
3. その他.....	13
4. 閉会	13

令和6年度 第1回江別市空家等対策協議会

1. 日 時 令和6年7月29日(月) 13時55分～15時05分

2. 場 所 江別市民会館 21号室

3. 出席者 江別市空家等対策協議会委員7名、江別市5名(事務局含む)

空家等対策協議会(敬称略) (◎会長 ○副会長)		
番号	氏 名	所属
1	○押谷 一	酪農学園大学
2	◎小室 晴陽	北翔大学
3	田原 久美子	江別市社会福祉協議会
4	村山 康博	江別不動産業協会
5	山元 規子	北海道建築士会 札幌支部
6	高田 貢一	市民公募
7	西谷 季子	市民公募
出席 7 名		

江 別 市		
番号	氏 名	所属
1	佐藤部長	建設部
2	惣万次長	//
3	岸本参事	建築指導課
4	後藤主幹	//
5	石原主査	//
出席 5 名		

4. 傍聴者数 0名

1.開 会

●事務局

定刻となりましたので、令和6年度第1回江別市空家等対策協議会を開催いたします。

本日は、委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、江別市空家等対策協議会条例第6条第3項の規定により、本協議会が成立していることをご報告いたします。

それでは、会長に議事進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●小室会長

本日はお忙しい中、協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、令和6年度第1回江別市空家等対策協議会を開催いたします。

昨年度は、計4回にわたり「第2次江別市空家等対策計画」の策定に関してご協議をいただきました。そして、3月には新しい計画書が策定になったところです。委員の皆様におかれましては、計画策定に関して、多くのご意見・ご助言をいただきました。改めまして、本当にありがとうございました。

本日の議事は、お手元の次第にございますように、3点です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

2. 議事 (1)江別市空家等対策協議会の運営等に関する要領の一部改正について

●小室会長

それでは、議事(1)「江別市空家等対策協議会の運営等に関する要領の一部改正について」、事務局からご説明をお願いします。

●事務局

それでは、「江別市空家等対策協議会の運営等に関する要領の一部改正について」ご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

「江別市空家等対策協議会の運営等に関する要領」については、協議会における「会議公開の方針」や「会議の傍聴」など、協議会の運営に関し必要な事項を定めております。この度の改正は、昨年、空家特措法が改正されたことに伴い、要領の一部を改正するものであります。

改正の内容は、協議会を非公開とする規定に「管理不全空家等への措置を議題とするとき」を追加し、その他、法改正に伴い引用条項を改正しようとするものであります。

改正する部分については、別紙の新旧対照表をご覧ください。赤字の部分が、今回改正しようとする部分です。まず、項目を追加する部分についてご説明いたします。

2の会議公開の方針では、協議会の会議は原則公開としておりますが、各項目に該当する場合は非公開とすることを定めており、これまでも特定空家等を議題とするときは個人情報を含む内容になることから、非公開としております。今回の改正では、空家特措法の改正により定義づけられた管理不全空家等を本協議会で議題とするときは個人情報を含む内容となるため、特定空家等と同様に非公開とする必要性があることから、「管理不全空家等への措置を議題とするとき」についても、非公開の該当項目に追加しようとするものであります。

また、その他の改正として、空家特措法で規定している「協議会」に関する条項が第7条から第8条に、「特定空家等に対する措置」に関する条項が第14条の第22条に、それぞれ繰り下げられたことに伴う引用条項の整備、そして、先ほど説明いたしました、会議を非公開とする項目に管理不全空家等を追加することにより、従前の非公開項目を(2)以降へ繰り下げる改正内容になります。

今回の改正についてご承認いただけましたら、本日付の改正とさせていただきますと思いますので、よろしくお願いします。

説明は以上です。

●小室会長

ありがとうございました。

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、協議会の運営に関する必要事項を定めている要領を改正することについて、ご説明をいただきました。

改正のポイントを整理しますと、空家特措法の第13条では、周りの環境に悪影響を及ぼすような特定空家等になる前の段階で早めに対処するよう、管理不全空家等が法律で整理されましたので、協議会の運営要領では、管理不全空家等に関する議題を非公開とすることを追加し、その他として条項を改正するというところでございます。

なお、江別市の空家等対策協議会条例第9条では、この条例に定めるものの他、協議会の運営に関して必要な事項は会長が協議会に諮って定めることとされており、これに基づいて定めた要領を改正することについて皆様にお諮りいたしますので、ご質問あるいはご意見などございますでしょうか。

(質疑なし)

●小室会長

それでは、要領を改正してよろしいでしょうか。

(委員同意)

●小室会長

江別市空家等対策協議会の運営等に関する要領については改正することといたしたい
と思います。

2. 議事 (2)空き家等の現状について

●小室会長

それでは、議事の(2)「空き家等の現状について」、資料2を基に、事務局からご説明をいただきたいと思います。

●事務局

それでは、「空き家等の現状について」ご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

はじめに、(1)令和5年度の住宅・土地統計調査の速報集計の結果について、ご報告いたします。

空き家率や空き家数については、国が5年に1度調査を行う、「住宅・土地統計調査」の結果として公表されており、当市の第2次空家等対策計画の5ページから7ページでは、平成30年までの調査結果の推移を掲載しております。

昨年度は、「住宅・土地統計調査」の実施年であり、令和5年10月1日現在の状況として、今年の4月30日に、速報結果が公表されましたので、その内容について、ご説明いたします。

今回の速報結果では、都道府県別の空き家率や空き家数が公表されました。図1の「全国・北海道の空き家率の推移」のグラフは、令和5年までの推移をまとめたものです。

棒グラフの薄い青の部分は、放置空き家が含まれるとされている「その他の住宅」の戸数、薄いオレンジ色は賃貸用や売却用、別荘等を含む二次的住宅など、利用目的が明確な空き家の戸数です。折れ線グラフは、上段の紫色が、住宅総数に対する空き家総数の割合、茶色の折線が、放置空き家が含まれるとされている「その他の住宅」の割合です。

令和5年の調査では、全国の空き家戸数は、テレビや新聞など報道等でもかなり取り上げられたところであり、グラフにおいてもわかりますが、約900万戸に増加、空き家率13.8%と上昇しており、空き家数と空き家率は過去最多になっております。

北海道においても、空き家数45万戸、空き家率15.6%と過去最多となっております。北海道の特徴としては、放置空き家が含まれるとされている「その他の住宅」は微増にとどまっており、その他の住宅以外の空き家が増加している傾向が見受けられます。

江別市の推移については、市区町村別の調査結果が9月ごろの公表となるため、平成30年までの推移のグラフです。江別市の令和5年の状況については、次回以降の協議会でご報告させていただきたいと思います。

2ページ目をお開きください。

表1の「全国の空き家数・空き家率」は都道府県別の空き家数と空き家率の表であり、参考までにご覧いただければと思います。傾向としては、東京周辺である大都市圏で、空き家率が低い傾向があります。

つづきまして、3ページ目に移りまして、(2)の「空き家等に関する相談件数及び相談内容」についてです。

表2は、空き家等に関する相談件数及び相談項目の表です。この表は第2次空家等対策計画に掲載されているものに令和5年度分の件数を追加したものとなっております。平成30年度から令和4年度までの相談等の件数については、昨年度の協議会にてご説明させていただきましたが、大きな台風や地震のあった平成30年度、大雪の被害があった令和3年度は、相談件数が多くなっています。

令和5年度分の相談件数は47件で内訳は表のとおりです。

図2は「空き家等に関する相談項目内訳」を円グラフで作成したものです。

表2や図2からも見て取れますように、おおまかな傾向といたしましては、落雪に関する相談、屋根に関する相談、主に強風時の屋根材等の飛散に関する相談、雑草の繁茂や樹木の越境の相談が多くなっています。他にもごみの放置など相談内容は多岐にわたっています。

次に左下、(3)「適切に管理されていない空き家の解消件数」ですが、平成30年度からの適切に管理されていない空き家の解消件数について掲載しております。第2次空き家等対策計画の8ページでは「管理不全な空き家の解消件数」と記載していますが、法改正により管理不全空き家等が定義されたことにより「適切に管理されていない空き家」と名称を変えております。令和5年度においては、21件が解消されております。内訳として、11件が除却、修繕されたものが8件、入居等が2件となっております。

これまでの協議会でも解消事例については紹介してきたところですが、適正管理の周知・啓発の取り組みや定期パトロール後の適正管理の依頼文書の送付が適切に管理されていない状態の解消に結びついていると言えます。

資料2の説明は以上となります。

●小室会長

ありがとうございました。

まず、国が実施している住宅土地統計調査の速報からということで、国と都道府県の状況が今年の4月30日に公表され、市区町村については、9月ぐらいに公表されるということです。江別市の状況は9月ぐらいにわかってくるということでございました。

資料2の(1)を拝見しますと、全国或いは北海道の空き家数や空き家率が、それぞれ微増しているということでございます。ただ、北海道の「その他の住宅」については、前回の調査から横ばいの状態で、それほど上昇していないことが全国と比較しての特徴かと思えます。

資料2の(2)(3)は、江別市の空き家等に関する相談件数及び相談内容について、それから、適切に管理されていない空き家が解消、改善された状況について、具体的な数字を基にご説明をいただいたところでございます。

これらの説明について、委員の皆様からご質問、ご意見がございましたら、どうぞよろしくをお願いします。

●村山委員

江別市と地域性が似ている恵庭市とか北広島市などとの比較もあった方が、参考になるのかなと思います。

●事務局

江別市の空き家率や空き家戸数をご報告する際は、近隣の市町村や道内の主要都市の状況もわかるような資料でご説明したいと思えます。

●田原委員

市区町村別の調査結果の公表が9月頃になっていますが、なぜ市区町村別の結果が公表されていない段階で北海道の調査結果を公表しているのでしょうか。

●事務局

今回の結果は、国の住宅土地統計調査の速報値として公表されたものです。今回公表された空き家の戸数以外にもいろいろな調査をしている中で、まずは都道府県別の空き家の速報値については、調査結果の早期の公表を目的としてのものと思われる。

●高田委員

適切に管理されていない空き家の解消件数についてのお話がありましたが、先般、市内の空き家に窃盗犯が侵入したという事例の報道がありました。このようなことも一方で起こっており、この辺の対策等の周知を徹底する必要があると思われるので、ご検討してはと思いますのでよろしくお願いします。

●小室会長

空家等の管理不全による周辺環境への悪化ということもありますが、一方で犯罪など様々な懸念事項があります。市も所有者等への啓蒙に取り組んでおり、江別市全体としては空き家の数が少ないとはいえ、1件でも不安要素が少なくなることが何よりだと高田委員のご指摘で感じました。

2. 議事 (3)管理不全空家等及び特定空家等の判断基準について

●小室会長

それでは、議事の(3)「管理不全空家等及び特定空家等の判断基準について」、事務局よりご説明をお願いします。

●事務局

それでは、資料3「管理不全空家等及び特定空家等の判断基準について」ご説明いたします。

第2次江別市空家等対策計画の17ページをお開きください。「2. 対象とする空き家等の種類」の下段で四角く囲われた所、「対象とする空き家等」の「※ 管理不全空家等」をご覧ください。

住宅土地統計調査の結果によると、全国的には居住目的のない空き家は、かなり増加しており、今後も増加すると予想されております。これまでの空家特措法では、特定空家等を対象として、周囲に悪影響を及ぼしている空き家への対策を定めておりましたが、今後は、周囲に悪影響を及ぼす前の空き家に対する対策を強化し、適切な管理の確保を図ることで、特定空家等の増加を未然に防止することとなりました。

具体的には、令和5年6月14日の空家特措法改正において新たに、放置すれば特定空家等となるおそれのある空き家を「管理不全空家等」と位置づけ、市区町村による指導・勧告の対象となりました。

次に、計画書の22ページ、「図12 特定空家等、管理不全空家等の措置の流れ」をご覧ください。

このフロー図の上段では、新たに空き家を把握した際の措置を、緑色で表記しています。江別市では、ここで管理不全空家等などには至らないが適切に管理されていない空き家についても、これまで通り、所有者への情報提供や適正管理の依頼、定期パトロールの対象といたします。これらの空き家は、本協議会で定期パトロールの報告をする際には、「管理不全な空家」と表現しておりましたが、法改正により、非常に似た名称である「管理不全空家等」が新設されたことから、混同しないようフロー図左上の表記にあるように表現を「適切に管理されていない空き家等」に変更しております。

次にフロー図の黄色で表記した範囲になりますが、江別市ではこれまで特定空家等には至っていないものの、それに準ずる状態にある空き家については「準特定空家」と位置付け様々な対策を講じておりましたが、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある空き家として「管理不全空家等」が新設されたことから、これに置き換えることといたします。

この「管理不全空家等」の判断基準については、改めて国からガイドライン「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」が示されました。また、これを受けて北海道が「管理不全空家等の判断のための参考基準」を作成し提示されたことから、江別市ではこれらを参考に判断基準の見直しを行いましたので、この後、その内容についてご説明いたします。

国の新たなガイドラインでは、新設された「管理不全空家等」について劣化や破損等の度合いにより「特定空家等」と区別して判断出来るように、それぞれの判断基準を記載する改正が成されております。一方、傾斜や亀裂、剥離や変形等、空き家の状態を判断する上での着眼点については、特に変わっていません。また、新たなガイドラインを受けて北海道が作成した参考基準についても、北海道が法律制定時に作成した「市町村による特定空家の判断の手引き」に示された基準から、あまり変わっていません。

江別市の現行基準はこの手引きを参考にして作成しており、共通する判定基準も多いことから、作り直しではなく、見直し修正となっています。

それでは、江別市の判断基準の主な変更内容について、ご説明いたします。

資料3の1ページ、チェックシートをお開きください。こちらは変更案となっております。尚、変更箇所は赤字で表記してあります。合わせて計画書、第2次江別市空家等対策計画の41ページをお開きください。こちらは比較する現行のチェックシートとなります。

まず、一番上のタイトルについて、ガイドラインに合わせて「管理不全空家等」を追記しております。

次に、シート下段の「2.空き家の立地状況」についてですが、当初の3項目に、③として1項目を追加しております。内容は、空き家の所在地が、問題のある空き家があると、周辺の環境が悪影響を受けやすい、①②の立地条件に該当していなくても、周辺への危険が予測される場合は、詳しく調査をする対象としてチェックをするというものです。

次に資料3の2ページ、「判断シート1」をお開きください。計画書については42ページをお開きください。一覧表の右上の「判断」の欄についてですが、項目を3項目に整理しチェックの仕方を変更いたしました。チェックはまず、左側にあるチェック項目について該当する不具合があればⅠの欄に○を記入します。次に、その不具合における周囲への影響や危険の切迫性に応じて、特定空家等に相当する程、切迫性が高い場合は右端のⅢの欄に○を記入します。また、特定空家等には該当しないものの管理不全空家等に相当する程、危険性やその切迫性が増加するおそれがある場合は、Ⅱの欄に○を記入します。なお、特定空家等などへの該当の有無、又はどちらに該当するかの判断は国のガイドラインを参考に行います。

次に、チェック項目についてです。一覧表の一番上の左側、「建築物の倒壊等」の区分をご覧ください。現行の判断シートでは①から④まで多数の項目が記されていますが、変更案では「①全体・構造」のひと項目に集約しています。これは、現行シートの①②にある「建物の倒壊や傾斜」を「傾斜」のひと項目に集約した他、③④にある構造耐力上主要な部分の損傷状況の確認についても、基礎・土台・柱や梁等、部位ごとにチェック項目化していたものを「構造部材の破損、腐朽、変形、ずれ」のひと項目に集約・整理したものです。なお、国のガイドラインや北海道の参考基準においても、この区分について同様の集約が行われています。

次に、資料3の3ページ目「判断シート2」をご覧ください。計画書については隣の43ページをご覧ください。一覧表の左上、「衛生上」とある区分の項目③についてですが、項目名を現行の「水質汚染、土壌汚染」から「有害物質等に係る衛生上の問題」に変更しております。これは北海道の参考基準の修正に合わせた変更となっています。

「景観上」とある区分について、現行の判断シートにおける「状態」の欄にある4つめ、「立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している」について削除いたしました。これは、国のガイドラインにおいて削除されていることを受けてのもので、北海道の参考基準においても、同様に削除されています。敷地が広い場合等では、必ずしも立木等の繁茂が景観悪化につながるとは限らないことから、一律に行う調査の項目から除外したものと考えられます。なお、立木の繁茂による景観悪化を評価する必要がある場合は、一覧表の一番下にある「⑩その他」欄の活用で対応したいと考えております。

次に、「生活環境の保全上」とある区分で、項目欄の一番下に、「⑧動物の問題」の項目を新設しました。これまでの空き家に関する市民相談には、虫の発生やネズミ、キツネ等、動物に関連するものがあることから、改めて判断項目として掲載するもので、北海道の参考基準においても追加されています。

次は、「その他」とある区分の「⑨強風時の周囲への影響」についてです。この項目はこれまで江別市独自の判断項目として掲載していたものであり、修正せず項目として残したいと考えています。

次に、資料3の4ページと5ページをご覧ください。計画書については44ページと45ページをご覧ください。ここでは、「落雪飛距離の算定表」と「フロー図」のページの順番を入れ替えております。これは単純に、判断に関するシートをひとまとめにしたというものです。なお、「落雪飛距離の算定表」についての修正はなく、屋根上の雪の影響を判断する「参考資料」としてそのまま活用します。

次に、配置の順番を繰り上げた「フロー図」についてですが、これは目視調査の結果に基づき、「特定空家等」又は「管理不全空家等」に該当するかを判断するフロー図となっています。判断シート1と判断シート2の判断結果について、各シートの丸印の数をフロー図、上段の表に記入します。表の右側の「判断Ⅲ」に1以上の数値の記入がある場合、「特定空家等」に該当する状態にあるものとして、立地条件を踏まえて「特定空家等」と判断するか総合的に判断します。表の中央の「判断Ⅱ」に1以上の数値の記入がある場合、「管理不全空家等」に相当する状態であるものとして、立地条件を踏まえて「管理不全空家等」と判断するかを総合的に判断します。また、「判断Ⅰ」にのみ1以上の数値の記入がある場合、「適切に管理されていない空き家等」として、該当項目を所有者等に情報提供し、適正管理の依頼等を行います。

主な変更点についての説明は以上です。本案について本協議会でご審議いただき、その内容を本案に反映させ、9月から10月にかけて実施する定期パトロールの際は、新たな判断基準に基づき改めて判定したいと考えております。

以上です。

●小室会長

ありがとうございました。

空家特措法の改正により管理不全空家等が定義されたことに伴いまして、その判定のためのチェックシートを、国のガイドラインなどを踏まえて見直しを行ったということでございます。

ちなみに、今後、ホームページで修正後のチェックシートを公開する予定はあるのでしょうか。

●事務局

市のホームページで公開したいと考えております。

●小室会長

管理不全空家等は、不動産をお持ちの方にとって割と重要なことかと思えます。ホームページを見て、管理不全空家等がどのように判断されるのか、場合によっては固定資産税の住宅用地特例の除外にも関わってきますので、改訂後の情報がしっかり伝わるような配慮が必要かと思えます。

●村山委員

判断シート1の建築物の倒壊等の「①全体・構造」の中で、柱が腐っている、傾いていることなど、目視ではなかなか判断できないのではないかと思います項目がありますが、どのように判断するのでしょうか。

●事務局

外観目視の調査になりますので、いろいろな部分に影響が出てきているところを読み取る形になるかと思います。例えば、地震で揺れても傾かない場合はわからないのですが、窓枠が外れていたり、外装材がずれていたりなど、影響を推測しながら判断していくことになります。

●小室会長

現在の判断シートでは、構造的な項目を各部位に分けています。外観目視で内部の柱の状態などを想像することは難しいと思いますが、今後は総合的に判断できるように簡素化しているようです。

●押谷委員

判断シートの2に、生活環境の保全上の「⑧動物の問題」が追加され、「動物等の侵入、騒音の発生」と記載されていますが、騒音とはどのようなものでしょうか。

●事務局

動物による鳴き声です。

●押谷委員

騒音という表現はわかりにくいと思うのですが、いかがでしょうか。

●事務局

騒音という表現が少しわかりにくい面もあるかもしれませんが、わかりやすい表現を検討したいと思います

●小室会長

一般的な騒音問題と違うので、誤解のないような表現がよろしいかと思います。

●田原委員

空き家の定義として、江別市の場合は、固定資産税が納入されていない空き家が、対象になるのでしょうか。

●事務局

空家特措法で言う空家等の判断については、固定資産税の状況を考慮することにはなっておりません。ですので、固定資産税の状況にかかわらず、概ね1年以上使われていない空き家が、空家特措法の空家等に該当することになります。

●田原委員

これは全国的にですか。

●事務局

全国的にです。

●小室会長

資料2で説明があった相談件数の中で、立木等の相談件数が割と多かったのですが、立木の状況はどの項目で判断するのでしょうか。

●事務局

立木の状況は、生活環境上保全上の「⑤立木等による問題」で判断します。

●村山委員

「空き家(空家)」の表記に、ひらがなの“き”が入っている場合と入っていない場合がありますが、どのような使い訳をしているのでしょうか。

●事務局

ひらがなの“き”が入っていない「空家」は法律用語として使用しており、ひらがなを入れた「空き家」は、一般的な言葉として空き家を表現する場合に使用しています。

●山元委員

判断シート2の生活環境の保全上に、「放置すると隣地に落雪するおそれがある」という項目がありますが、北海道の地域から、雪の問題はすごく事故に繋がることが起きるかと思います。例えば、敷地内に子供が入って事故が起きる可能性もあるのかなと考えたときに、隣地への落雪という書き方で済まして良いのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

●事務局

特定空家等、管理不全空家等を判断するときに、周囲への影響や危険性というところに着目して判断することになるかと思います。したがって、隣地や道路など自己敷地以外に影響を及ぼす場合は、判断シートの項目の状態に該当すると思います。自己敷地内も注意すべきこととは思いますが、特定空家等、管理不全空家等を判断する項目の中に含めるかどうかということ、検討が必要になるかと思います。

●山元委員

地域がらを考えていただくと、全国統一というだけでは済まないのではという気が少しだけしました。

●小室会長

米印の注記で言うと、少なくとも隣地だけではなく歩道も含めた隣地ということで、非常に広い敷地ということも想定できない訳ではなく、いろいろなこと考えられますが、敷地内でとなると、総合的に考えて判断することになる感じがします。

●押谷委員

1点確認をさせていただきたいと思います。例えばこの管理不全空家等に対して、市役所が緊急で対応したときの工事費用を誰が負担するのかということについての記述はあるのでしょうか。

●事務局

このチェックシートの中には、その辺りの記述はございません。

計画書 22 ページの図の中に、緊急代執行の記載がありますが、この制度が昨年の法改正で創設されました。この緊急代執行を行うのは、特定空家等で勧告まで行った空き家について、市町村が緊急に対応しなければならないときに、命令や戒告を行ういとまがない場合は、緊急に代執行を行うことができるという制度です。

代執行になりますので、この場合は、所有者に費用を請求することになります。

●押谷委員

代執行する場合には、所有者が費用を負担するということが法律で定められていることですが、所有者に対して文書を出すときは、法律上の問題が生じたときのために、その旨を書いたほうがよろしいのかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

●小室会長

所有者の方への管理意識の醸成として、持ち主の方の責任について繰り返しお伝えしていくということを継続していく必要があると思います。

●小室会長

それでは、管理不全空家等、特定空家等の判断基準ということで、資料3の案に沿って改訂していくということで、ご了解をいただきました。

3.その他

●小室会長

続きまして、「次第3. その他」について、事務局よりご報告をお願いいたします。

●事務局

次回の協議会についてですが、年内の開催は現在のところ未定ですが、特定空家等の認定など、協議をお願いしたい場合は事前にご案内させていただきます。年内の開催がない場合は、来年の1月末に定期パトロールの報告などを予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4. 閉会

●小室会長

それでは、本日本日の議事につきまして、すべて終了いたしました。
以上をもちまして閉会したいと思います。ありがとうございました。

(閉 会)